

議案第9号

南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部が改正されたことに伴い、南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

南風原町後期高齢者医療に関する条例（平成20年南風原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により南風原町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。